

生駒市条例第21号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に、「本項」を「この項」に改め、附則第9項中「附則第35条第1項」を「附則第35条第5項」に、「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に改め、附則第10項中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に改め、附則第11項中「附則第35条の2の6第1項」を「附則第35条の2の6第7項」に改め、附則第12項中「附則第35条の3第3項」を「附則第35条の3第13項」に、「附則第6項」を「附則第10項」に改め、附則第13項中「附則第35条の4第1項」を「附則第35条の4第4項」に改め、附則第14項中「附則第35条の4の2第1項」を「附則第35条の4の2第7項」に改め、附則第15項中「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。